「対象とするリスクと「脆弱性」に関する考え方」について

中林一樹

１.「広域巨大災害」「複合災害」への着目

・対象リスクとして「広域巨大災害」の定義と「複合災害」への視点が重要

・**広域巨大災害**:「３都道府県以上が同時被災し、各県で１０００人以上が犠牲になる災害」と定義すると、関東大地震(1923)と東日本大震災(2011)が、該当する。

関東大震災：東京府・神奈川県・千葉県
東日本大震災：岩手県・宮城県・福島県
伊勢湾台風（1959）は２県：愛知県・三重県

・**複合災害**:「同時に、または、連続的に、複数の災害事象が発現し、被災地域が重複して被害が拡大する、あるいは被災地域は異なるものの複数の事態に同時被災し同時対応を迫られ、機が拡大する災害事象」で、「同時被災型複合災害」、「同時対応型複合災害」さらに「同時被災･同時対応型複合災害」がある。

同時被災型複合災害：南海トラフ地震＋超大型台風、首都直下地震＋超大型台風
新型インフルエンザ＋首都直下地震、・・・・・
同時対応型複合災害：南海トラフ地震＋東京湾超大型台風、
首都直下地震＋大阪湾超大型台風、・・・・・
同時被災同時対応型複合災害：東日本大震災（地震災害＋放射能問題)、・・・

２．克服すべき、二つの「脆弱性」の考え方

・被災主体に潜在する「脆弱性」:
被災性（被災しやすさ）・・・・・・・既存不適格建築物の存在、
拡大性（被害の拡大しやすさ）・・・・木造密集市街地の存在

・対応主体に潜在する「脆弱性」:
能力性（対応人材の不足）・・・・・・危機管理できる人材の不在
初動対応を間違えることによる被害拡大
規模性（対応人員の不足）・・・・・・マンパワーの不足
対応できないことによる被害の拡大